

令和 7 年
6 月高浜市議会定例会
参 考 資 料

目 次

種類・番号	件 名	頁
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	3
議案第 38 号	高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	4
議案第 39 号	高浜市税条例の一部改正について	6
議案第 40 号	高浜市都市計画税条例の一部改正について	19
議案第 41 号	高浜市国民健康保険税条例の一部改正について	21
議案第 42 号	高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	24
議案第 43 号	事業契約の変更について	32

諮問第 1 号関係

人権擁護委員の推薦について

委員の定数	5 人
委員の任期	3 年
今回推薦する委員の数	1 人
氏名	間瀬英子（71歳）
略歴	個人情報のため、非公表

議案第 38 号関係

高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
職名	報酬額		職名	報酬額	
	単位	金額		単位	金額
産業医～行政不服審査会委員	略	略	産業医～行政不服審査会委員	略	略
選挙長	日額	12,200円	選挙長	日額	12,000円
投票所の投票管理者	日額	14,500円	投票所の投票管理者	日額	12,800円
期日前投票所の投票管理者	日額	12,800円	期日前投票所の投票管理者	日額	11,300円
開票管理者	日額	12,200円	開票管理者	日額	12,000円
選挙立会人	日額	10,100円	選挙立会人	日額	9,800円
投票所の投票立会人	日額	12,400円	投票所の投票立会人	日額	10,900円
期日前投票所の投票立会人	日額	10,900円	期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円
開票立会人	日額	10,100円	開票立会人	日額	9,800円
民生委員推薦会委員～ 国勢調査調査員、統計 調査調査員及び指導員 並びに世帯調査員	略	略	民生委員推薦会委員～ 国勢調査調査員、統計 調査調査員及び指導員 並びに世帯調査員	略	略
備考 略			備考 略		

議案第 38 号概要資料

高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1. 背景

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の費用弁償額について、国会議員の選挙における執行経費基準額が引き上げられることに準じ、市で定める選挙長等の報酬額を引き上げるもの。

2. 改正内容

下記のとおり、選挙長等の報酬額を国会議員の選挙における執行経費基準額まで引き上げる。

職名	報酬額（変更後）		報酬額（変更前）	
	単位	金額	単位	金額
選挙長	日額	12,200円	日額	12,000円
投票所の投票管理者	日額	14,500円	日額	12,800円
期日前投票所の投票管理者	日額	12,800円	日額	11,300円
開票管理者	日額	12,200円	日額	12,000円
選挙立会人	日額	10,100円	日額	9,800円
投票所の投票立会人	日額	12,400円	日額	10,900円
期日前投票所の投票立会人	日額	10,900円	日額	9,600円
開票立会人	日額	10,100円	日額	9,800円

3. 施行日

公布の日

議案第 39 号関係

高浜市税条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(公示送達) 第 20 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を高浜市公告式条例（昭和 25 年高浜町条例第 15 号）第 2 条に規定する掲示場に提示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> (納税証明事項) 第 20 条の 3 <u>施行規則</u> _____第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第 33 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号	(公示送達) 第 20 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、_____ _____ _____ _____ _____高浜市公告式条例（昭和 25 年高浜町条例第 15 号）第 2 条に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u> _____ _____ものとする。 (納税証明事項) 第 20 条の 3 <u>地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項</u>は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第 33 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号

のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者

のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者

（前年の合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 5 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 5 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 3 1 3 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 3 3 条の 7 第 1 項（同項第 1 1 号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第 2 項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第 2 6 条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 ～ 10 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第 3 5 条の 3 の 2 所得税法第 1 9 4 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該

（前年の合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 3 1 3 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 3 3 条の 7 第 1 項（同項第 1 1 号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第 2 項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第 2 6 条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 ～ 10 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第 3 5 条の 3 の 2 所得税法第 1 9 4 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該

申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（１）及び（２） 略

（３） 扶養親族又は特定親族の氏名

（４） 略

２～６ 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第３５条の３の３ 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５１条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金

申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（１）及び（２） 略

（３） 扶養親族_____の氏名

（４） 略

２～６ 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第３５条の３の３ 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５１条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。） _____
_____を有する者（以下この条において「公的年金

第 76 条 略

2 略

3 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、
別に納期を定めることができる。

(種別割の減免)

第 80 条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の
所在地、氏名又は名称

(3) ~ (8) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第 8 1 条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳

第 76 条 略

2 略

3 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

(種別割の減免)

第 80 条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は_____

氏名若しくは名称

(3)~(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第 81 条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳

の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記載された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示

とともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

____有効期限並びに運転免許の種類及び条件
が付されている場合にはその条件

(6) 略 <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4 略</u> <u>5 略</u> 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～22 略 23 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27及び28 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～13 略	(6) 略 <u>3 略</u> <u>4 略</u> 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～22 略 23 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27及び28 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～13 略
---	--

14 市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

15 略

16 略

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 84 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 84 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 85 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 86 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 84 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこ

14 略

15 略

をいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- （1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- （2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

高浜市税条例の改正概要

税目等	条 例	項 目	改正の概要	施行日
賦課徴収	第 20 条	公示送達	■公示送達について、インターネットを利用する方法の定義を示した省令改正に伴う改正 ○公示送達の方法について、利便性向上の観点から、インターネットを利用し公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる措置を講じる。また、公示事項が記載された書面を市役所の掲示場への掲示又は公示事項を市役所に設置したパソコンの画面に表示し閲覧する措置をあわせて講じる。	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
市民税	第 33 条の 2	所得控除	■法律改正（特定親族特別控除の創設）に伴う改正 ○個人住民税所得割の納税義務者が、生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族等を有する場合は、当該親族等の給与収入が 160 万円までは 45 万円の所得控除を、160 万円を超え 188 万円までについても、段階的に所得控除を受けることができるようにする。	令和8年1月1日
	第 35 条の 2①	市民税の申告	■特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備 ○申告義務を免除されている公的年金等受給者が各種所得控除を受ける場合には申告書の提出について、各種所得控除のひとつに特定親族特別控除を追加する。	
	第 35 条の 3 の 2①	個人市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書	■特定親族特別控除の創設に伴う、給与所得者の扶養親族等申告書の提出に係る規定の整備 ○給与所得者の扶養親族等申告書に「特定親族」を追加する。	
	第 35 条の 3 の 3①	個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書	■特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出に係る規定の整備 ○公的年金等受給者の扶養親族等申告書に「特定親族」を追加する。	
	第 39 条	個人市民税の納期	■特別の事情がある場合の個人市民税の納期に係る規定の整備 ○特別の事情がある場合に、条例に規定する納期にかかわらず、別に納期を定めることができるようにする。	公布の日
固定資産税	第 61 条	固定資産税の納期	■特別の事情がある場合の固定資産税の納期に係る規定の整備 ○特別の事情がある場合に、条例に規定する納期にかかわらず、別に納期を定めることができるようにする。	
軽自動車税	第 76 条	種別割の納期	■特別の事情がある場合の軽自動車税種別割の納期に係る規定の整備 ○特別の事情がある場合に、条例に規定する納期にかかわらず、別に納期を定めることができるようにする。	

高浜市税条例の改正概要

税目	条 例	項 目	改正の概要	施行日
軽自動車税	第 81 条②③	身体障害者等に対する種別割の減免	■マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の規定の整備 ○軽自動車税種別割の減免申請における運転免許証の提示について、マイナンバーカードと一体化した運転免許証（マイナ免許証）の運用開始に伴い、マイナ免許証に対応した減免規定の整備を行う。	公布の日
固定資産税	附則第 10 条の 3	新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等	■法律改正にあわせて、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の新設 ○長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額について、マンションの管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、要件に該当する場合は、区分所有者からの申告書の提出がなくても減額措置を適用することができるようにする。	
市たばこ税	附則第 16 条の 2 の 2	加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例	■法律改正にあわせて、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を新設 ○加熱式たばこの課税標準について、これまでの重量及び小売定価をもとにした、紙巻たばこへの本数換算を改め、重量のみで換算する方式とする。	令和 8 年 4 月 1 日

議案第 4 0 号関係

高浜市都市計画税条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
附 則 (法附則第 1 5 条第 3 6 項の条例で定める割合) 4 法附則第 1 5 条第 3 6 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 (法附則第 1 5 条第 3 7 項の条例で定める割合) 5 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 (法附則第 1 5 条第 4 1 項の条例で定める割合) 6 法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 19 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。	附 則 (法附則第 1 5 条第 3 7 項の条例で定める割合) 4 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 (法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合) 5 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 (法附則第 1 5 条第 4 2 項の条例で定める割合) 6 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 19 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。

高浜市都市計画税条例の改正概要

税目	条 例	項 目	概要	施行日
都市計画税	附則第4項	引用条項ズレ の措置	■法律改正にあわせて、項ズレを反映する。	公布の日
	附則第5項		■法律改正にあわせて、項ズレを反映する。	
	附則第6項		■法律改正にあわせて、項ズレを反映する。	
	附則第19項		■法律改正にあわせて、項ズレを反映する。	

議案第 4 1 号関係

高浜市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(課税額) 第 2 条 略 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 6 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>6 6 万円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 6 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 6 万円</u> とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 6 万円</u> を超える場合には、<u>6 6 万円</u> ）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額	(課税額) 第 2 条 略 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>6 5 万円</u> とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 4 万円</u> とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、<u>6 5 万円</u> ）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額

して得た額（当該減額して得た額が2 6 万円を超える場合には、2 6 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。

（1） 略

（2） 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき3 0 万 5 , 0 0 0 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

（3） 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき5 6 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

2 及び 3 略

して得た額（当該減額して得た額が2 4 万円を超える場合には、2 4 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。

（1） 略

（2） 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき2 9 万 5 , 0 0 0 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

（3） 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき5 4 万 5 , 0 0 0 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

2 及び 3 略

議案第41号概要資料

高浜市国民健康保険税条例の一部改正関係

項 目	関 係 条 文	改 正 の 内 容	施行日																														
課税限度額の改定	第 2 条 及 び 第 23 条 関 係	○地方税法施行令第 56 条の 88 の 2 に規定する基礎課税額および後期高齢者支援金等課税額（支援金分）に係る課税限度額の改定に伴い、課税限度額を次のとおり改定することとする。 ◇課税限度額の改定案 <table><tr><th>区 分</th><th>現 行</th><th>現行政令額</th><th>政令改定案</th><th>改定案</th><th>引上げ額</th></tr><tr><td>基 礎 課 税 額 （ 医 療 分 ）</td><td>65 万円</td><td>65 万円</td><td>6 6 万円</td><td>6 6 万円</td><td>1 万円</td></tr><tr><td>後期高齢者支援金等課税額（支援金分）</td><td>2 4 万円</td><td>2 4 万円</td><td>2 6 万円</td><td>2 6 万円</td><td>2 万円</td></tr><tr><td>介 護 納 付 金 課 税 額 （ 介 護 分 ）</td><td>17 万円</td><td>17 万円</td><td>17 万円</td><td>1 7 万円</td><td>-</td></tr><tr><td>合 計</td><td>106 万円</td><td>106 万円</td><td>109 万円</td><td>1 0 9 万円</td><td>3 万円</td></tr></table>	区 分	現 行	現行政令額	政令改定案	改定案	引上げ額	基 礎 課 税 額 （ 医 療 分 ）	65 万円	65 万円	6 6 万円	6 6 万円	1 万円	後期高齢者支援金等課税額（支援金分）	2 4 万円	2 4 万円	2 6 万円	2 6 万円	2 万円	介 護 納 付 金 課 税 額 （ 介 護 分 ）	17 万円	17 万円	17 万円	1 7 万円	-	合 計	106 万円	106 万円	109 万円	1 0 9 万円	3 万円	公布の日 から
区 分	現 行	現行政令額	政令改定案	改定案	引上げ額																												
基 礎 課 税 額 （ 医 療 分 ）	65 万円	65 万円	6 6 万円	6 6 万円	1 万円																												
後期高齢者支援金等課税額（支援金分）	2 4 万円	2 4 万円	2 6 万円	2 6 万円	2 万円																												
介 護 納 付 金 課 税 額 （ 介 護 分 ）	17 万円	17 万円	17 万円	1 7 万円	-																												
合 計	106 万円	106 万円	109 万円	1 0 9 万円	3 万円																												
軽減対象世帯の拡大	第 23 条 関 係	○地方税法施行令第 56 条の 89 に規定する低所得者に対する保険税軽減対象となる軽減判定所得を引き上げることとする。 ① 5 割軽減の拡大 （現 行）基準額 43 万円＋（給与所得者等の数－1）×10 万円＋（世帯の被保険者数×29 万 5 千円） （改正後）基準額 43 万円＋（給与所得者等の数－1）×10 万円＋（世帯の被保険者数×30 万 5 千円） ② 2 割軽減の拡大 （現 行）基準額 43 万円＋（給与所得者等の数－1）×10 万円＋（被保険者数×54 万 5 千円） （改正後）基準額 43 万円＋（給与所得者等の数－1）×10 万円＋（被保険者数×56 万円） 中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の見直しが可能となる。 対象者を拡大	公布の日 から																														

議案第 4 2 号関係

高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
・ 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項（同法第 1 2 条及び第 1 9 条第 6 項において準用する場合を含む。）、第 7 条、第 8 条、第 1 0 条第 1 項及び第 2 項（同法第 1 1 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 1 4 条（同法第 1 7 条後段において準用する場合を含む。）、第 1 7 条前段、第 1 8 条第 3 項並びに第 1 9 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第 1 9 条 略 (1) 略 (2) 勤務日の日数を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。	・ 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項（同法第 1 2 条及び第 1 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 7 条、第 8 条、第 1 0 条第 1 項及び第 2 項（同法第 1 1 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 1 4 条（同法第 1 7 条後段において準用する場合を含む。）、第 1 7 条前段、第 1 8 条第 3 項並びに第 1 9 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第 1 9 条 略 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。

次条において同じ。)

(第1号部分休業の承認)

第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年高浜市条例第1号)第14条の規定により規則で定める特別休暇(生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。)又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をす

_____)

(部分休業_____の承認)

第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年高浜市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条から第5条までに規定する勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例

_____第14条の規定により規則で定める特別休暇(生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。)又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をす

るための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定め
る時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職

るための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

員の区分の応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務
時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事
業は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居
したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測すること
ができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による
変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の
小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じ
ると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員（会計年度任用職員を除く。）が育児休業法第19
条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合に
は、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規
定する勤務1時間当たりの給与額（非常勤職員にあっては、当該
非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額）を減額して支給する。

2 会計年度任用職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分
休業の承認を受けて勤務しない場合には、高浜市会計年度任用職
員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年高浜市条例第30
号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）
第17条及び第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時
間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業
の承認を受けて勤務しない場合に
は、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規
定する勤務1時間当たりの給与額（非常勤職員にあっては、当該
非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額）を減額して支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業
の承認を受けて勤務しない場合には、高浜市会計年度任用職
員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年高浜市条例第30
号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）
第17条及び第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時
間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与

の額を減額して支給する。

(1) 略

(2) 略

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法
第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたと
きとする。

- ・高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第16条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2及び3 略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

の額を減額して支給する。

(1) 略

(2) 略

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

- ・高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第16条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2及び3 略

第16条の2 任命権者は、高浜市職員の育児休業等に関する条例

（平成4年高浜市条例第1号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3） 高浜市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

第16条の4 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

第16条の3 略

議案第42号概要資料

高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の概要について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年1月8日法律第5号）の公布に伴い、「育児時間の取得パターンの多様化等」「仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等」を実施するため、下記条例の一部改正を行う。

1 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第1条改正、令和7年10月1日施行）

■部分休業制度の改正

従来の部分休業に加え、1年の期間において1時間の単位で10日間分の部分休業を取得できる制度を追加。

部分休業の種類	取得単位、取得可能時間	請求方法
従来の部分休業 （第1号部分休業）	30分単位、1日につき最大2時間	1年の期間の間に、あらかじめいずれかを選択して部分休業を取得するかを申し出る。
追加した部分休業 （第2号部分休業）	1時間単位 1年につき最大10日間分 ※会計年度任用職員については1日の勤務時間×10日分	

2 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第2条改正、令和7年10月1日施行）

■高浜市職員の育児休業等に関する条例第23条の措置（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）を講ずるに当たって、実施する措置

（1）妊娠又は出産等について申し出をした職員に対しての措置
（2）3歳に満たない子を養育する職員に対しての措置
① 仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供
② 仕事と育児の両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
③ 子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置
④ ③により意向を確認した事項への配慮

議案第 4 3 号概要資料

事業契約の変更について（高浜小学校等整備事業）

1 背景・必要性

高浜小学校等整備事業のサービス対価については、事業者が提供するサービスを市が購入する対価として、事業者に対してサービスの対価の支払いをしている。維持管理業務のサービス対価についても、四半期ごとに支払いを行っている。サービス対価については、事業契約に基づいて決定される金額を基に、物価変動率を勘案して改定することとしている。

2 改定要件

サービス対価の改定方法については、「企業向けサービス価格指数（日銀調査統計局）」を用いて、毎年 8 月と前回改定年度の前年の平均値と比較して 3.0%以上の差が生じた場合に、サービス対価の改定を行うこととしている。

今回、維持管理業務において、3.0%以上の差が生じたため、事業契約を変更する。

該当するサービス対価	改定率の差	前回改定年度
警備保安業務	3. 3 %	令和 2 年度
上記以外の維持管理業務	4. 7 %	令和 5 年度
その他関連業務	1 1. 1 %	令和 6 年度

3 契約金額

変更前 4 9 億 6, 5 1 3 万 7, 6 3 6 円（税込み）

変更後 4 9 億 9, 1 9 8 万 3, 3 1 3 円（税込み）

変更増 2, 6 8 4 万 5, 6 7 7 円（税込み）